

令和7年度(2025年度)さがすたいるバリアフリー化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、お年寄りや障害のある方、子育て・妊娠中の方等(以下、「当事者」という。)、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めていくため、さがすたいる倶楽部会員に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) さがすたいる倶楽部会員

県の「さがすたいる」の取組に協力する(当事者に配慮した設備やサポートの充実に取り組む)県内事業者として「さがすたいる倶楽部」に入会している者

(2) さがすたいるセミナー

県が実施する、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」の考え方について学ぶ研修

(3) さがすたいるゼミ

県が実施する、障害をお持ちの方等の当事者がお店を利用する際にどのようなサポートや配慮が必要か、お店に当事者の方を招いて、スタッフと一緒に実際の利用シーンを想定しながら考える研修

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象となる者は、以下の条件を全て満たす、さがすたいる倶楽部会員とする。

(1) 「さがすたいる 倶楽部 規約」第3条に規定する会員のうち、本要綱第4条で定める補助

対象建築物に係る事業を佐賀県内で現に営む個人または法人であること

(2) さがすたいるセミナー又はさがすたいるゼミを受講済み若しくは令和7年度末までに受講見込みであること

(3) 同一施設や店舗等において、交付申請時から遡って、1年以上の営業期間を有していること

(4) 本事業の目的を十分に理解し、県の「さがすたいる」の取組に積極的に協力すること

(5) 国の機関及び地方公共団体でないこと

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象建築物、交付の対象経費、補助率（補助上限額）及び補助金額の算定方法）

第4条 補助の対象となる建築物は、不特定かつ多数の者が利用する施設とし、別表1の(ア)に掲げる「重点強化施設」に該当すること。但し、飲食施設のうち、アルコール飲料の提供を主とする店舗（スナックバー等）を除くこと。なお、保健所が発行する「飲食店営業許可証」に記載の営業の種類と、実際の営業内容とに乖離が見られる場合は補助の対象外とする。

2 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助上限額）は、別表1の(イ)に掲げるとおりとする。

3 補助金額については、次により算定する。

(1) 別表1の(イ)に掲げる経費区分ごとに、対象経費と補助基準額を比較していずれか低い額に補助率を乗じて算定する。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 複数の区分がある場合は、前号により算定した額を合計したものと補助上限額とを比較していずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、令和8年(2026年)1月31日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。
- 4 補助事業者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助金額に変更が生じる場合又は補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りではない。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けること。
 - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
 - (6) 補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 2 前項第2号の規定により、知事の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条前段に規定する実績報告は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和8年(2026年)3月16日のいずれか早い期日とし、その提出部数は1部とする。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は様式第4号のとおりとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限とする期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)のとおりとする。

(さがすたいる倶楽部活動状況の情報発信)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定日以降、自身が「さがすたいる倶楽部会員」に属すること及び、県の「さがすたいる」の取組に協力する旨を施設内及びホームページ、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等において、積極的に情報発信しなければならない。

(具体的には、施設内の入口やレジ周りなど、多くの人の目に留まる場所に「さがすたいるステッカー」を掲示する、さがすたいるのPRチラシを配置するなど。)

2 補助事業完了後は、本補助金を受けて事業を実施した旨を広く、積極的に情報発信しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

別表1

(ア) 重点強化施設(第4条関係)

区分	店舗・施設(例)※1
物品販売業施設	ドラッグストア、コンビニ、本屋、パン屋、専門品店、 スポーツ用品店、マーケット、百貨店
飲食施設※2	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、 すし店、大衆酒場、居酒屋、カフェ
サービス施設・ 娯楽施設	理容及び美容所、クリーニング店、遊技場、 劇場、観覧場、映画館及び演芸場等 入浴施設(宿泊施設のないもの)、 カラオケボックス及びこれらに類する娯楽施設
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるもの

※1 店舗・施設(例)に掲げるものは、「日本標準産業分類」に基づく分類項目名により判断。

複数の業種にまたがる場合は、原則として複数の業種のすべてが対象となる業種とする。

※2 飲食施設において、アルコール飲料の提供を主とする店舗(スナックバー等)は対象外とする。

また、保健所が発行する「飲食店営業許可証」に記載の営業の種類と、実際の営業内容に乖離が見られる場合も対象外とする。

(イ) 交付の対象経費、補助率(補助上限額)及び補助金額の算定方法(第4条関係)

対象経費	経費区分	補助基準額	補助率(補助上限額)
当事者に配慮した設備やサポートの質の向上のために要する経費	工事施工費	150万円	3分の1以内 (1店舗・施設につき補助上限額を50万円とする。)
	物品購入費	30万円	
	その他、サポートの質の向上に要する経費	15万円	

ただし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 交付決定日より前に発注、購入、契約等を行った経費
- (2) 躯体工事費
- (3) 床(滑りにくい床等も含む)の張替えを単独で実施する際に係る経費
- (4) 施設敷地外に係る経費
- (5) その機能や効果が当事者以外にも汎用性が高い物品(呼び出しボタンやワイヤレスチャイム等)の購入費
- (6) リース・レンタル経費、当事者に配慮した機能性の向上を伴わない施設設備の更新・改修・修繕費、維持管理費、メンテナンスに係る消耗品費
- (5) 間接経費(消費税その他の租税公課、収入印紙、振込手数料、通信費、送料など)
- (6) 国又は地方公共団体からの運営委託および指定管理により管理・運営を行っている施設に係る経費
- (7) 国又は地方公共団体等の他の補助金を受けている又は受けることが確定している経費